

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第12号
事故等種類	火災
発生日時	平成26年2月8日 14時30分ごろ
発生場所	東京都大島町伊豆大島東方沖 大島町所在の竜王埼灯台から真方位060°10.4海里付近 (概位 北緯34°46.4′ 東経139°37.6′)
事故等調査の経過	平成26年2月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 CHANG SHAN ^{チャン シヤン} 、1,983トン（中華人民共和国香港特別行政区籍） 9350331（IMO番号）、SHUN TONG SHIPPING CO., LTD
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、船長免状（中華人民共和国発給）
死傷者等	なし
損傷	貨物 スクラップが焼損
事故等の経過	本船は、船長ほか13人（中華人民共和国籍）が乗り組み、混合金属スクラップ（Mixed Metal Scrap）1,134.32tを積み、平成26年2月6日16時00分ごろ宮城県仙台塩釜港の塩釜区を出港し、中華人民共和国海門港 ^{ハイメン} に向け、伊豆大島東方沖を南西進していたところ、8日14時30分ごろ船長が貨物倉から上がっている煙を発見した。 船長は、直ちに火災警報を鳴らして船内に知らせ、VHFを使用して海上保安庁に救助を要請した。 船長は、乗組員へ貨物倉に設けられた通風筒の閉鎖及び消火用炭酸ガスの貨物倉への注入を指示した。 本船は、荒天避泊のために駿河湾へ向かい、9日02時20分ごろ発煙が認められなくなり、貨物倉の温度が手で触ることができる程度まで下がった。 本船は、来援した巡視船が警戒に当たり、海上保安庁特殊救難隊により、鎮火が確認され、14時40分ごろ目的地に向けて航行を再開した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風速 約19m/s、視程 約6km 海象：波高 約4m
その他の事項	本船の積荷は、中国に向けて輸出される配電盤の外殻、アルミサッシ、電線、電動機等の廃材が含まれる種々雑多な金属類を主としたスクラップであった。

	<p>スクラップは、トラックで仙台塩釜港塩釜区の貨物置場に仮置きされ、発火及び引火する可能性のある物が取り除かれた後、トラックで運搬されて岸壁上の油圧ショベルで本船の貨物倉に積み込まれていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし なし</p> <p>本船は、伊豆大島東方沖を南西進中、積荷のスクラップが船体動揺で金属接触して火花が発生したことから、電線被覆材等の可燃物に引火して出火した可能性があると考えられるが、発火源を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、伊豆大島東方沖を南西進中、積荷のスクラップが船体動揺で金属接触して火花が発生したため、電線被覆材等の可燃物に引火し、出火したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本船に積荷を行った荷役会社は、再度、次の再発防止策を実施することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物置場への引火性及び可燃性物質の持ち込みを防ぐため、輸出会社へ引火の虞のある物質の持ち込みをしないよう、要請を行うこと。